

熊本県司法書士会会館管理使用細則

(使用者)

第1条 熊本県司法書士会館（以下「会館」という）を使用できるものは、熊本県司法書士会の会員及び、熊本県司法書士会常任理事会が承認したものとする。

(使用手続)

第2条 会員が会館を使用するときは、管理日誌に所定の事項を記載し、会員外の使用は承認願を提出して前条の承認を受けるものとする。

(使用料)

第3条 会員の一般的使用は無料とし、特別の使用に該当するときは、常任理事会が定める使用料もしくは実費負担金を徴することができる。

2 会員外の使用については、承認を行う際、常任理事会が使用料を決定する。

(駐車使用)

第4条 会館敷地を自動車の保管場所もしくは駐車場として継続的に使用する会員は常任理事会の承認を受け、使用料を支払うものとする。

2 前項の場合、特定の場所を専用したり、承認を受けた会員名義で他人に使用せしめたりしてはならない。

(管 理)

第5条 常任理事会は、会館管理のため、財産目録を調整し、建物、備品等に火災保険もしくは火災共済を付すことのほか、適正な維持、保全の措置をとらなければならない。

2 常任理事会は、事務局長、その他適当と認めた者を火災予防、建物、施設等の保全責任者とすることができる。

(管理措置)

第6条 常任理事会は、会館管理のため、必要とされるときは賃借人もしくは使用者に対し、適正な使用条件を付し、または使用目的、使用方法を変更せしめ、あるいは使用を中止させることができる。

2 緊急事態に処するため、必要であると認めたときは、常任理事または事務局長は適当な措置をとることができる。

附 則

1 この細則の変更、廃止は、理事会の決議による。

2 この細則は、昭和48年5月27日から施行する。